

入札説明書

入札に参加する者はこの説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 不用物品売り払い対象機器

機 器 名	製 造 元	品 番	台 数	購 入 年
超臨界発泡射出成形機	日精樹脂工業 株式会社	NEX180III-25E	1	平成 25 年 1 月

(2) 引渡期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）

(3) 物品概要

別添機器仕様書による

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第 6 条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
 - ① 業者種別「古物商・廃棄物処理」に登録していること。

3 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 提出期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 23 日（月）まで

ただし、秋田県の休日（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

(2) 提出場所

秋田市新屋町字砂奴寄 4-11

秋田県産業技術センター 総務管理部 総務管理チーム

(3) 提出書類等（各 1 部）

ア 入札参加資格確認申請書

イ 誓約書

ウ 入札参加資格で定められた許可証の写し

エ 入札保証金免除申請書

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参か郵送により提出することとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

- (5) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければなりません。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月24日（火） 午前10時00分

(2) 場所

秋田市新屋町字砂奴寄4-11

秋田県産業技術センター本館 管理棟1階 会議室

5 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は封筒に入れ、封筒の表面に物品名、住所、氏名を記載してください。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。

(4) 再度の入札

- ① 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。
- ② 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約に移行するものとします。

(5) その他

- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。
- ③ 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとします。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除します。ただし、入札保証金免除申請書を提出してください。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 契約保証金の納付を免除される者

① 次のア又はイの書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を履行した証として、1件の契約で当該入札価格の5割を超える2件以上の契約書等の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等の写し等）。

② 審査資料等提出場所

3（2）に定める場所

7 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③ 委任状を提出しない代理人のした入札

④ 不正行為による入札

⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上で最も高い価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

9 契約

(1) 別添契約書（案）のとおりとします。

(2) 落札者は5日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。

(3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

10 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）の定めるところによります。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはなりません。

(3) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(4) 機器の搬出に要する経費及び搬出時の養生等に要する経費は、落札者の負担とします。

なお、搬出する機器は重量設備のため、大型ユニック等での搬出が必要となります。

(5) 機器の搬出時に建物を汚損又は毀損したときは、落札者自らの負担により速やかに復旧することとします。

11 問い合わせ先

公 所 名 秋田県産業技術センター 総務管理部 総務管理チーム

住 所 秋田市新屋町字砂奴寄 4-1-1

電話番号 018-862-3414